

商品概要説明書

J A山口県

【保証会社：オリエントコーポレーション】用

商品名	J Aリフォームローン（オリエントコーポレーション保証型）
ご利用 いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が 81 歳未満の方。 ○安定・継続した収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族(同居の配偶者、親または子)が所有する既存住宅に対する以下の資金を対象とします。ただし、賃貸物件に対する資金は対象外です。 (1) 住宅の増改築および住宅設備機器購入 (2) バリアフリー工事および介護機器購入 (3) キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム (4) エコキュート、太陽光発電システム購入 (5) 耐震強化工事資金等 (6) 上記 (1) ～ (5) のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金 (7) リフォームローンの借換資金
借入金額	○10 万円以上 2,000 万円以内（1 万円単位）とし所要金額の範囲内とします。
借入期間	○20 年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。 選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。 なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○金利については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式および特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月増額返済方式の増額返済部分は、貸付額の50%以内とし1万円単位とします。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当J Aが指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 但し、以下の場合は連帯保証人が必要となります。 （1）物件を共有されている方 （2）保証機関が必要と判断した場合
保証料	○分割払い 約定返済日の元利金返済に併せ、保証料をお支払いいただきます。 なお、お借入利率に以下の保証料を含みます。 ①ファーストレート 年0.95% ②セカンドレート 年1.30% ③サードレート 年1.60% レートはお客様の信用状態に応じて保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の審査時に決定いたします。

団体信用生命共済	○原則、完済時年齢が70歳以上となる場合、当J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="358 210 1384 363"> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>0.10%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>0.10%</td></tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	0.10%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	0.10%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	0.10%								
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 ①特約なし・・・年0.3% ②長期継続入院特約付・・・年0.35%								
手数料	○ご融資の際、申込金額に応じて事務手数料（消費税等含む。）が必要となります。 ①1,000万円超 ……33,000円 ②1,000万円以下… 5,500円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000円 ②一部繰上返済の場合…11,000円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は1,100円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。								

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083－976－6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083－922－008 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082－225－1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093－561－0360 （福岡）電話：092－791－1840 （久留米）電話：0942－30－0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03－3581－0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3595－8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3581－2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

(2025 年 9 月 13 日現在)